

## 関係条文抜粋（第1号議案、第2号議案共通）

### 静岡県屋外広告物条例（抄）

#### （特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所(以下「特別規制地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(略)

(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、伊豆縦貫自動車道天城北道路（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線及び伊豆縦貫自動車道天城北道路を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間

(7) 前号に規定する区間から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

(略)

#### （広告景観保全地区）

第6条の2 知事は、特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、広告景観保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、区域、保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準(以下「保全基準」という。)その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

3 保全基準には、保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該保全地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第2項第1号若しくは同条第3項第1号又は第10条の規則で定める基準(前条第4項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。)の特例を定めることができる。

4 前項の場合において、第5条又は前条第4項(電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。)若しくは第5項の規定の適用に当たっては、保全基準をもつて許可の基準とし、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「保全基準」と読み替えるものとする。

5 保全地区においては、保全基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

6 保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、保全基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第3条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第5条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

7 第1項の規定による指定は、当該地域又は場所を管轄する市町長の申請に基づき、規則で定めるところにより行うものとする。

**(静岡県屋外広告物審議会の権限)**

**第27条** 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除
  - (2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止
- 2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。
  - 3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。
  - 4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 静岡県屋外広告物条例施行規則（抄）

### （保全地区の指定）

**第2条の2** 条例第6条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保全地区(条例第6条の2第1項の保全地区をいう。以下同じ。)の名称
- (2) 保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

**第2条の3** 条例第6条の2第7項の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該保全地区の指定の案(以下「指定案」という。)を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 区域
- (2) 名称
- (3) 基本方針
- (4) 保全基準(条例第6条の2第2項の保全基準をいう。以下同じ。)
- (5) 指定案の縦覧場所

3 前項の規定による公告があつたときは、当該保全地区の住民、当該保全地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。

4 前3項の規定は、保全地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。この場合において、第1項中「様式第1号」とあるのは、保全地区の指定を変更する場合にあつては「様式第1号の2」と、保全地区の指定を解除する場合にあつては「様式第1号の3」と読み替えるものとする。

**第2条の4** 知事は、条例第27条第1項第1号の規定により、保全地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について審議会に諮問しようとするときは、前条第3項の規定により提出された意見書(同条第4項の規定により準用される場合を含む。)の要旨を審議会に提出するものとする。



静岡県告示第758号

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第6条の2第1項の規定により、次のとおり広告景観保全地区を指定し、平成29年11月1日から適用する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 広告景観保全地区の名称

伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区

2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域

- (1) 伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）のうち、沼津市と長泉町との境界から三島萩インターチェンジまでの区間（長泉ジャンクションから新東名高速道路長泉沼津インターチェンジ料金所までの区間を含む。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (2) 伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）のうち、大場・函南インターチェンジから函南塚本インターチェンジまでの区間の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (3) 一般国道136号バイパスのうち、函南塚本インターチェンジとの合流地点から江間トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (4) 一般国道136号バイパス修善寺道路のうち、大仁南インターチェンジから修善寺インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (5) 伊豆縦貫自動車道（天城北道路）の全区間（連絡路及び建設中のものを含む。トンネルの区間を除く。）から50メートルの等距離線の範囲内の地域

なお、上記(1)から(5)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。

3 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針

東名高速道路の沼津インターチェンジから続く伊豆半島へのメインアクセス道路である伊豆縦貫自動車道等において、伊豆半島のイメージアップにつながる良好な景観を形成するため、地域の特性を踏まえた屋外広告物の規制を図ることとする。

4 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

別紙のとおり

別紙（伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準）

1 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）第10条の規則で定める基準の特例

(1) 個別基準

ア 条例第6条第5項の基準

(7) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）

a 共通基準

- (a) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- (b) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (c) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、サービス内容、商品名等の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- (d) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (e) 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- (f) 案内広告は、写真、絵（商標登録されている商標を除く。）の表示のないものであること。
- (g) 案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）10YR かつ明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）3以上6以下、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。）1以上6以下のものであること。
- (h) 案内広告の文字、地図及び矢印の色彩が、色相10YR かつ明度8以上のものであること。
- (i) 案内広告に使用できる色数は、地の色彩は1色以内（案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下「案内表示」という。）を記載する部分をまとめて確保し、地の色彩により残りの部分と明確に区分する場合は、2色以内。）であること。また、文字、地図及び矢印の色彩は3色以内であること。
- (j) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- (k) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- (l) 塀を利用するものでないものであること。

b 個別基準

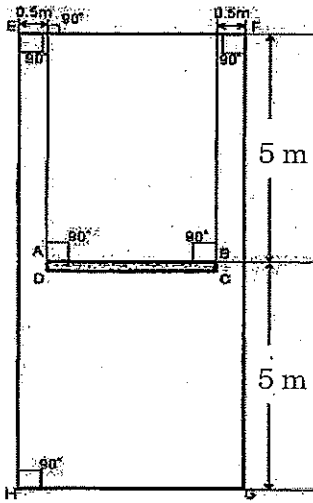
広告物等の種類		伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区において表示し、又は設置する場合
1 広 告 塔 、 広 告 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	(1) 野立てのもの	<p>ア 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>イ 板面の縦の長さが、1.5メートル以下であるものであること。</p> <p>ウ 板面の横の長さが、縦の長さよりも長いものであること。</p> <p>エ 高さが、地上5メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>カ 板面の角度が、道路の中心線に対し、概ね垂直であるものであること。</p> <p>キ 案内表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>ク オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>ケ 脚の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）とすること。</p> <p>コ 設置場所は、各インターチェンジ近くとすることが望ましい。</p>
	建 築 物	<p>ア 屋上に設置するもの</p> <p>イ 壁面から突き出</p>

を 利 用 す る も の	すもの	
	ウ 壁面を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(3) ア 塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	イ アークードに添加するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (4) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
エ 消火栓標識柱を利用するもの	(7) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。	
2 はり紙	(1) 壁面及び塀を利用するもの	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。



、はり札、立看板その他これらに類するもの		
3 その他 の 広 告 物 等	(1) アドバレー ン	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(2) 広告幕及び 広告網	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
	(3) のぼり	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

別図（真上から見た図）



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。